

「病院賠償責任保険及び現金総合保険」に関する質問書に対する回答書

件名、設計図書《仕様書》該当ページ等 質問内容	回答
<p>注意事項</p> <p>「入札書には、消費税法第9条第1項規定の免税業者であるか課税業者であるかを問わず見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。なお、落札業者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。」と記載がありますが、損害賠償保険は消費税適用の対象外となっています。110分の100に相当する金額を記載することで誤りないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、損害賠償保険は消費税適用の対象外となっているため、入札書には契約希望金額を記載してください。</p>
<p>設計図書全般</p> <p>設計図書に記載された内容から一切補償を限定・削減しないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>よろしいです。</p> <p>設計図書に記載された内容をすべて充足することが条件です。</p>